

旭川市報道依頼

各報道機関 様

KJ00430705

2025年4月1日

発信課	環境部環境総務課
担当者	中川
連絡先	電 話 25-5350/5256
	F A X
	E-mail kankyo_hozen@city.asahikawa.lg.jp

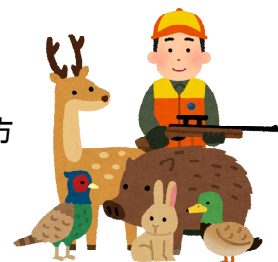
分 類	イベント・行事 [] 募集 [] 契約・入札 [] 会議・説明会 [] その他 [○]
日 程	令和7年4月1日 9時00分 ~ 令和8年3月20日 17時15分
発表項目 (行事名)	令和7年度旭川市狩猟免許取得支援補助金のお知らせ
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	鳥獣対策の捕獲等の担い手を確保するため、新規で第一種銃猟免許を取得された方を対象に、申請に基づき経費の一部を補助します。概要は次のとおりです。 1 補助の対象者 (1) 令和6年4月1日以降に新規で第一種銃猟免許を取得した方 (2) 銃砲所持許可を受けており、同許可証の用途の項目に有害鳥獣駆除の記載がある方 (3) 旭川市内に住所を有し、かつ市税を滞納していない方 (4) 本補助金の交付を受けたことがない方 2 補助対象経費 (1) 第一種銃猟免許の取得に係る経費 (2) 銃砲所持許可に係る経費 3 補助率及び補助上限額 補助率は補助対象経費の1/3以内(千円未満切り捨て)とし、25,000円を補助上限額とします。
添付資料	有 ☒ 無 ☐
報道(取材)に当たってのお願い	
備 考	

令和7年度旭川市狩猟免許取得支援補助金のお知らせ

鳥獣対策の捕獲等の担い手を確保するため、新規で第一種銃猟免許を取得された方を対象に、申請に基づき経費の一部を補助します。概要は次のとおりです。

1 補助の対象者（次の全てに当てはまる方）

- （1）令和6年4月1日以降に新規で第一種銃猟免許を取得した方
- （2）銃砲所持許可を受けており、同許可証の用途の項目に有害鳥獣駆除の記載がある方
- （3）旭川市内に住所を有し、かつ市税を滞納していない方
- （4）本補助金の交付を受けたことがない方



2 補助の対象経費

区分	対象経費	留意点
第一種銃猟免許の取得に係る経費	第一種銃猟免許試験申請手数料	令和6年度又は令和7年度の取得に係る経費のみ対象
	第一種銃猟免許試験予備講習会受講料	
	医師の診断書料	
銃砲所持許可に係る経費	猟銃等講習会手数料	1 申請日において有効期間内の銃砲所持許可に要した経費のみ対象 2 所持許可申請手数料は、1丁目の銃砲申請経費に限る。
	教習資格認定申請手数料	
	医師の診断書料	
	猟銃用火薬譲受許可証申請手数料	
	射撃教習受講料	
	所持許可申請手数料	

3 補助率及び補助上限額

補助率は補助対象経費の1/3以内（千円未満切り捨て）とし、25,000円を補助上限額とします。

4 申請方法

申請フォームから電子申請を行ってください。

なお、電子申請が困難な場合は下記お問合せ先まで御連絡ください。

5 申請にあたっての提出書類

- （1）旭川市狩猟免許取得支援補助金交付申請書（電子申請の場合は不要）
- （2）狩猟免許（写）
- （3）銃砲所持許可証（写）
- （4）補助対象経費に係る領収書又は証明書（写）
- （5）納税証明書（市税に滞納のない証明）（写）※申請書を提出する日から3カ月以内に交付されたもの
【納税証明書取得について】市役所総合庁舎3階②窓口、各支所又は東部まちづくりセンターで交付。費用(300円)は申請者の自己負担。
【納税証明書取得に必要なもの】運転免許証など本人確認書類、市税納付から2週間以内の場合は領収書や記帳済み通帳等納付確認ができる書類、請求が代理人の場合は委任状。詳しくは税務部税制課諸税係 25-5604 にお問い合わせ下さい。
- （6）その他市長が必要と認める書類

6 申請受付期間

令和7年4月1日（月）午前9時から令和8年3月20日（金）午後5時15分まで
ただし、予算額に達した場合は、期間内であっても申請受付を終了します。

申請フォーム



市HPからも
アクセス
できます

（お問合せ先）旭川市環境部環境総務課環境保全係
(TEL)0166-25-5350
(FAX)0166-26-7654
✉kankyo_hozen@city.asahikawa.lg.jp